



第26回 ビジネスと人権

人権擁護委員会委員 伊藤 麗緒 (68期)

1 指導原則と行動計画

近年、「ビジネスと人権」に関する議論が進んでいる。2011年に採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」という)を契機として、先進諸国を中心にビジネスと人権に関する国別行動計画や法規制の制定が行われており、日本政府も、2020年10月、『『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)』(以下「行動計画」という)を策定した。

指導原則は、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されており、企業は、人権方針の策定(指導原則16)、人権デューデリジェンスの実施(指導原則17~21)、救済メカニズムの構築(指導原則22)などが求められている。

2 ビジネスと人権における「人権」とは？

ビジネスと人権の問題が顕在化するの、サプライチェーンにおける人権が問題になる事例である。指導原則は、企業に対し、国際的に認められた人権を尊重することを求めており(指導原則23)、国際的に認められた人権について、国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言に規定されている基本的権利に関する原則等に表明されている人権と理解しており(指導原則12)、ビジネスと人権における「人権」とは、基本的には、国際的に認められた人権(国際人権)であるといえる。

もっとも、ビジネスと人権をサプライチェーンなどの問題に狭く限定する必要はない。2023年、ジャーニー喜多川氏による性加害が明らかになり、株式会社

SMILE-UP.の所属タレントとの広告契約を見直す企業が現れるに至ったが、この問題も、ビジネスと人権と関連付けて論じられている。

3 今後の課題

日本政府は、行動計画を策定したものの、欧米諸国のように現代奴隷法や注意義務法などの具体的な法規制を制定していないため、法令の整備が待たれる。また、米ワシントン大学法科大学院のアニタ・ラマサストリ教授は、2023年7月7日、法務省主催のビジネスと人権に関わるシンポジウムにおいて、日本の行動計画の課題として、①「救済へのアクセス」を広範にすべきであること(民事・刑事、司法・非司法を問わない)、②移民・難民問題に注力すべきであることを指摘している。

また、アニタ・ラマサストリ教授は、日本企業が抱える最大の課題として、「救済メカニズムの不存在」を指摘した上で、中小企業が救済メカニズムを構築するためには、政府による支援も必要であるとする。

4 弁護士の役割

弁護士は、被害者側や企業側など、さまざまな場面において、ビジネスと人権に触れる機会があることから、政府及び企業に対して、ビジネスと人権の問題意識を共有し、救済メカニズム等を具体的に提案していくことが求められるものと考えられる。当会人権擁護委員会も、2023年にビジネスと人権部会を新たに発足しており、人権救済申立ての対応にとどまらず、企業との情報共有、外部への情報発信など、新たな活動に向けて議論を進めなければならない。